

審査庁 厚生労働大臣

諮問番号 平成28年度諮問第7号（平成29年2月21日諮問）

答申番号 平成28年度答申第6号（平成29年3月31日答申）

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、Pが行った特別弔慰金の請求が適法なものであったか否かについて調査検討を尽くす必要があり、現時点においては、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人及びPはいずれも、昭和20年7月16日に死亡した故Qと故R（平成22年12月31日死亡）との間に生まれた子であって、故Qに係る戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）に基づく特別弔慰金を受ける権利について同順位の権利を有する者である。
（審査請求人の「特別弔慰金請求書」及び「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」並びにPの「特別弔慰金請求書」及び「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」）
- (2) 審査請求人は、平成27年9月25日、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、居住地のA市長に対し、故Qに係る特別弔慰金請求書を提出した。その後、同請求書は、B知事を経由して、平成28年5月26日付けで、C知事（以下「処分庁」という。）が収受した。

(審査請求人の特別弔慰金請求書)

- (3) 一方、審査請求人の妹であるPは、審査請求人に先立って、平成27年8月20日、処分庁に対し、同様に特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Qに係る特別弔慰金の請求を行った(以下、Pの請求を「本件先行請求」、審査請求人の請求を「本件後行請求」という。)

(弁明書、Pの特別弔慰金請求書)

- (4) 処分庁は、平成28年4月5日付けで、Pに対し、本件先行請求について、同人が特別弔慰金を受ける権利を有する者である旨の裁定(以下「本件裁定処分」という。)をした。

(弁明書)

- (5) その後、処分庁は、平成28年7月6日付けで、審査請求人に対し、「あなたは、Q様の子ですが、同順位者である戦没者の子からの請求により既に裁定済みとなっておりますので、特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載して、本件後行請求を却下する旨の処分(以下「本件却下処分」という。)をした。

(却下通知書)

- (6) 審査請求人は、平成28年8月7日付けで、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、平成29年2月21日、当審査会に対し、「本件審査請求は棄却すべきである」として諮問した。

(諮問説明書)

2 本件審査請求の要旨

審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」欄には次のとおりの記載がある。

C護国神社より春季大祭・D祭永代神楽、E祭他の案内をいただきお祭をお願していただき、お礼状とおさがりが送って来ます。B遺族会に入会している。奉仕作業に行く。父と母の位牌を守っています。お墓もF墓地よりG墓地に移す。日本遺族通信も届く。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人とPは共に故Qと故Rの間に生まれた子であり、同順位の遺族と認められる。

特別弔慰金支給法6条には、権利を有する者が複数あるときは、その1人がした請求は全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対して

した権利の裁定は全員に対してしたものとみなすと定められており、Pに対して行った権利の裁定は、審査請求人に対しても行ったとみなされるため、審査請求人からの請求については、これを却下した原処分は適正である。

よって、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持するのが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由が述べられた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとされている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるS（以下「審理員S」という。）、同室総括審理専門官であるT及び同室審理専門官であるU（以下「審理員U」という。）を指名し、うち審理員Sを審理員の事務を総括する者として指定し、平成28年10月4日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

イ 審理員Uは、平成28年10月4日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年11月4日までに弁明書等を提出するよう求めた。

ウ 処分庁は、平成28年10月31日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

審理員Uは、同年11月29日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年12月29日までに提出するよう求めた（なお、審査請求人から反論書の提出はなかった。）。また、審理員Uは、同年11月29日付けで、審査請求人に対し、処分庁から提出された資料の名称を知らせる文書を送付した。

エ 審理員Uは、平成29年1月20日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年2月3日である旨を通知した。

オ 審理員Sは、平成29年2月1日付けで、審査庁に対し、「審理員S」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Uは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件後行請求受付（A市長）：平成27年9月25日

同（B知事）：同年10月27日

同（処分庁）：平成28年5月26日

（居住市受付から34週間）

（居住県受付から30週間）

本件却下処分（処分庁）：同年7月6日（居住市受付から40週間）

審査請求書受付（処分庁）：同年8月22日

（なお、審査請求書は、A市に提出されたものと思われるが、その日（郵送の場合は消印日）は、資料からは不明である。）

同（審査庁）：同年9月13日

審理員意見書提出：平成29年2月1日（審査請求から23週間）

諮問書提出：同月21日（審査請求から26週間）

(2)ア 本件後行請求は、平成28年5月26日に処分庁に受け付けられたものであるが、本件後行請求に係る請求書が、審査請求人の居住地のA市長に提出されたのは平成27年9月25日、B知事に受け付けられたのは同年10月27日であり、B知事から処分庁に受け付けられるまでの期間だけでも30週を要しており、その間の平成28年4月5日にはPのした本件先行請求に対して本件裁定処分がされている。

本件に現れた資料からは、居住地に提出された審査請求人の請求書が処分庁に受け付けられるまでに34週間もの期間を要した理由は明らかでないが、この点は、本件後行請求の審査が適正にされたか否かの判断に影響を与えるおそれもある事項であるから、審理員における審理手続において、この間の事情を確認しておくべきであったものと思われる。

イ また、本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 S」と記載されているところ、「審理員意見書への審理員の記名について」によれば、同意見書は、審理手続終結時の審理員3名全員が関与して作成されたものであり、作成者としては事務の総括をする者である審理員Sの氏名のみを代表として記載したものであることが認められる。

審理員が複数選任されている場合、それぞれ役割を分担して審理手続の事務に当たることは否定されるべきものではないが、審理員はいずれも、公正に審理を行い、その結果が裁決に適正に反映されるように、審

理の結果を審理員意見書にまとめる責務を負っているというべきであるから、審理員意見書は審理手続終結時の審理員全員によって共同して作成し、その趣旨を明確にするために、審理員意見書には作成に関与した審理員全員の氏名を記載するのが相当である。

ウ その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 本件審査請求において、審理員は、審査請求人とPはいずれも故Qに係る特別弔慰金について同順位の権利を取得したものであるが、Pに対して平成28年4月5日付けで権利の裁定が適法にされたことにより、特別弔慰金支給法6条の規定によって既に審査請求人に対しても権利の裁定が行われたとみなされており、重複して裁定を行うことはできないから、同様の理由で本件後行請求を却下した本件却下処分に違法又は不当な点はない旨の意見書（審理員意見書）を審査庁に提出し、審査庁も、これと同旨の判断をすべきものとして、当審査会に諮問したものである。

(2) 特別弔慰金支給法は、特別弔慰金の額を死亡した者1人につき25万円とし、5年以内に償還すべき記名国債をもって交付する（5条1項）とした上で、特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合については、事務処理を円滑に進めるために6条の規定を設け、「その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。」と定めている。

しかしながら、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合において、その1人の請求に対して特別弔慰金を受ける権利を有する旨の裁定がされたときは、個人を氏名などで具体的に特定した上で権利裁定がされるのは当該請求の請求者のみに限られ（当該請求を行った者以外の者については、個々の具体的な氏名等は特定されず、単に「同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者」という立場によって権利の裁定が行われたものとみなされるにとどまる。）、また、特別弔慰金としての額面金額25万円の第十回特別弔慰金国庫債券の受取人となりその交付を受けることができるのも、原則として、当該請求に係る裁定において特別弔慰金を受ける権利を有する者として具体的個人を特定して権利裁定がされた者だけに限られている（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給

法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和40年大蔵省令第41号）3条、7条、8条1項）。そのため、同一の戦没者に係る特別弔慰金について同順位の権利者から複数の請求が行われた場合、特別弔慰金支給法6条の規定の存在にかかわらず、いずれの権利者からの請求について権利裁定がされるかによって、どこまで個々人とのつながりが具体的な形で示されて権利の裁定がされるか、誰が特別弔慰金としての記名国債の受取人となり得るかという点など、権利裁定を受けた者とその他の者との間で法律上の地位に明らかな差異が生じることは否定できない。

したがって、同一の戦没者に係る特別弔慰金について同順位の権利者から複数の請求が行われ、そのうちのいずれか1つの請求について権利裁定が行われたとしても、他の請求が請求の利益を欠くこととなって不適法になるものではないし、当該請求についてされた却下処分について請求者がその取消しを求める利益が否定されるものでもないというべきである（審査庁も、諮問説明書において「Pに対して行った権利の裁定は、審査請求人に対しても行ったとみなされる」と説明しているが、現に本件諮問に及んでいることからすれば、本件審査請求に不服申立ての利益が存在すること自体を否定する考えに立っていないことは明らかである。）。

(3) 審査請求人は、前記第1の2（本件審査請求の要旨）に記載のとおり主張して不服を申し立てているものであるところ、特別弔慰金支給法の規定等に照らしても、これらの主張に係る事由はいずれも本件却下処分が違法又は不当であるとすべき理由となり得るものとは解されない。

(4)ア しかし、本件却下処分は、Pに対して本件裁定処分が適法にされたことを前提としてされたものであり、上記の審理員意見書及び本件諮問に係る審査庁の判断も同様の前提に立った上での判断であるところ、審理員意見書及び諮問説明書の記載並びに当審査会に送付された事件記録からは、どのような資料に基づく検討を経てPに対する本件裁定処分が適法にされたものと判断されたかは明らかではない。

イ かえって、Pは、平成27年8月20日、処分庁に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27条。以下「施行規則」という。）1条5項1号所定の同意書（以下「本件同意書」という。）を添付して本件先行請求を行ったものであるところ、本件同意書には、同月15日付けで、故Qに係る特別弔慰金をPが請求することに同意する旨の記載があり、その氏名（自署）欄に「X」との

署名があるほか、同書面下段末尾には、同月20日付けで、「上記のとおり、同順位者本人の署名をもって同順位者からの同意を得たことを申し立てます。」との文言があり、P名の署名押印がされているが、①審査請求人が、上記のような同意をしながら、その1か月半ほど後に、自らも故Qに係る特別弔慰金の請求を行うことは不自然であること、②本件同意書に記載された「X」の筆跡を本件後行請求に当たって提出された特別弔慰金請求書、「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」及び「請求同意書を提出することができない旨の申立書」各記載の「X」の筆跡と比べてみると明らかな違いがあることが認められることからすれば、本件同意書が真正に作成されたものかどうかについては、少なからぬ疑義が存するといわざるを得ない。

そこで、当審査会は、平成29年3月3日、職権で審査請求人に対して照会したところ、同人から、同月10日付けの書面で、Pが特別弔慰金の請求者となることについて同意を求められたことはなく、同意書に署名をしたことはない旨及び「請求同意書を提出することができない旨の申立書」は自ら書いたものである旨の回答があった。

ウ 以上の事実に照らせば、Pの本件先行請求に添付された本件同意書が審査請求人によって作成されたものではなく偽造されたものであると認めるには、Pにその作成経緯を確認するなど更に十分な調査を経る必要があるものの、少なくとも、現時点においては、本件同意書の成立について疑義が存在するものであり、仮に本件同意書が偽造されたものであるとすれば、本件先行請求は施行規則の定める添付書類を欠いていることとなり、これを適法な請求としてした本件裁定処分は瑕疵のある処分というべきこととなるから、同処分が適法にされたことを前提とする本件却下処分には理由がないこととなる。

(5) そのため、本件審査請求について、現段階における資料からは、諮問時に審査庁が示した理由によって本件審査請求を棄却すべきと判断することが妥当であると認めることはできないというべきであり、当審査会としては、この点について審理員による実質的な審理が全く行われていないという本件審査請求の経緯に照らせば、審査庁において、改めて本件同意書が真正に作成されたものであるか否かについて調査し、事実関係を確定した上で、本件審査請求について、その結論を得ることが相当であると思料する。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ